

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めた規定中、食品に直接接触する作業に従事させないこととする無症状病原体保有者の定義について、条例中引用する法の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行日とする。